

## 「住み続けたいまち・住みたいまち」としての価値を高める取り組み

### 【西東京市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略】

まちの魅力の創造、郷土愛の醸成に資することを目的に、市民または市にゆかりのある者で、社会・文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、市民の敬愛の対象として顕彰するための「名誉市民制度」を構築する。

#### 基本的な考え方

- 名誉市民を市民がその誇りとして、ひとしく敬愛できる対象となる顕彰制度を目指す。
- 過度な特典・待遇とならないのものとする。
- 合併前の旧市の名誉市民を継承できる制度とする。
- 市誕生20周年事業の一環としての顕彰実施を目指す（後期基本計画事業）。

#### 対応等

- 選定理由・手続きの明確化及び市の責務として名誉市民と市民との交流に努める。
- 条例等に待遇について限定列挙する。
- 条例附則に経過措置（みなし条項）を定め対応する。
- 市誕生20周年事業実施方針を踏まえ、スケジュールに従い検討を進める。

## 選考の仕組み

(仮称) 名誉市民選定委員会への諮問



市議会の同意



市長による選定 (公示)

## 特典・待遇

名誉市民の特典は設けず、待遇のみを条例に定義する。

### 【他団体の待遇・特典】

市の施設利用手数料の減免、年金の支給、死亡弔慰金の贈呈、墓地の無償提供、功績碑・胸像の建立 等

## 旧市の名誉市民

- 合併前の旧市では、保谷市が平成2年3月に、田無市では平成5年10月にそれぞれ名誉市民条例を制定
- 平成3年1月、保谷市は重要無形文化財保持者（人間国宝）である喜多流能楽師の後藤得三氏を名誉市民顕彰する（平成3年7月逝去）。

※田無市は推挙者なし

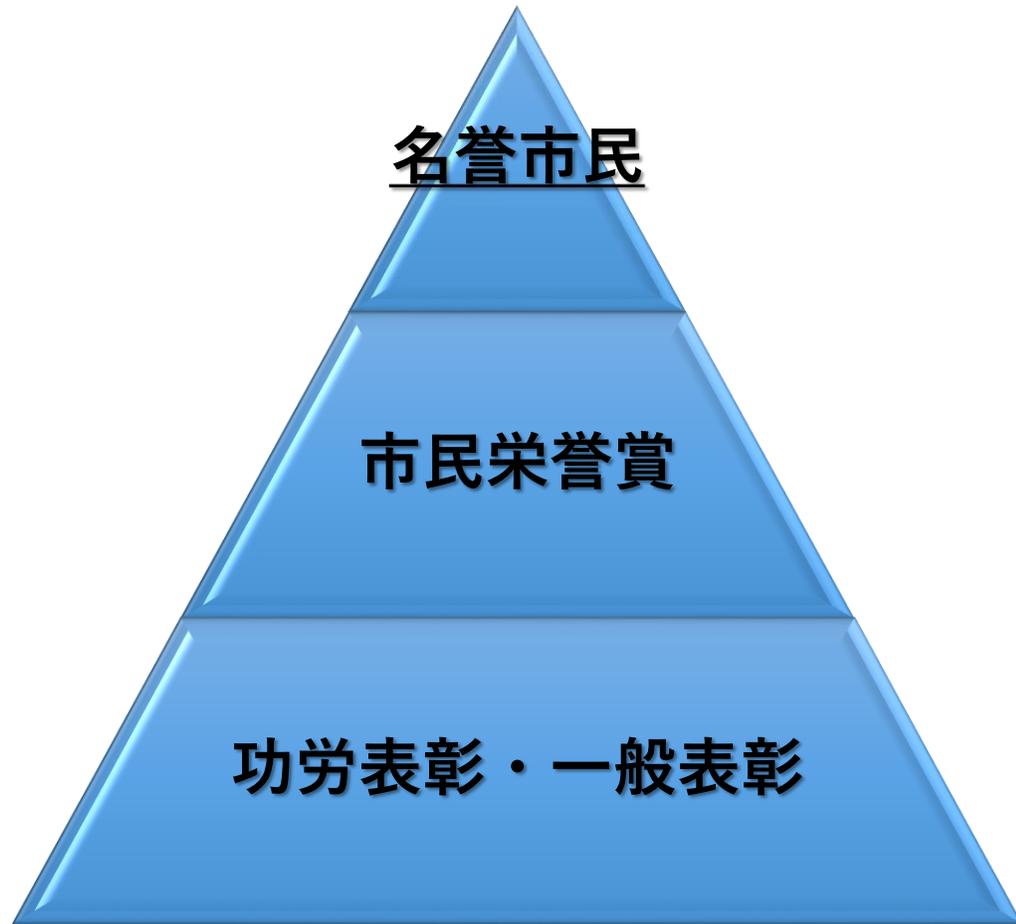
## スケジュール（令和元年度）

	令和元年度		
	7~9月	10~12月	1~3月
制度検討懇談会	●	●	△
庁内検討委員会	●	●	●
パブリックコメント		●	
条例案議会上程			●

※「△」印は必要に応じて開催

※名誉市民の選定は令和2年度に実施予定

## 西東京市の主な表彰制度



※名誉市民制度導入後のイメージ

## 表彰制度の検討（課題・論点）

### 【功労表彰】

- 対象者の任期制限の導入
- 特典・待遇の簡素化（功労章贈呈の可否等）

### 【一般表彰】

- 市民表彰の活性化（地域貢献・ボランティア等）

### 【共通】

- 成年被後見人及び被保佐人の待遇停止・欠格事項からの削除（※令和元年市議会第3回定例会に改正条例を上程予定）